

<企業の皆様へ>

## 共同研究・委託研究における税法上の優遇措置について

### ◆◇◆試験研究費の総額に係る税額控除制度◆◇◆

共同研究を実施した場合の税制上の優遇措置として「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の研究開発税制が設けられています。詳しくは税務署等へご確認ください。

なお、下記の中小企業技術基盤強化税制制度との重複はできません。

詳細は税務署等へ確認ください。

参考：国税庁 HP

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5442.htm>

### ◆◇◆中小企業技術基盤強化税制◆◇◆

中小企業で一定の条件を満たした場合、共同研究を実施した場合の税制上の優遇措置として「中小企業技術基盤強化税制」の研究開発税制が設けられています。詳しくは税務署等へご確認ください。

参考：国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/5444.htm>

### ◆◇◆特別試験研究費税制控除制度◆◇◆

民間企業等が高専と共同研究を行った場合、一定の条件を満たせば民間企業等が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税（所得税）額から控除できます。詳細は税務署等へ確認ください。

参考：研究開発税制（経済産業省 HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax.html](http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html)

※税額控除制度の内容は改正されることがあります。